



2025年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社ナレルグループ
代表者名 代表取締役社長 小林 良
(コード: 9163、東証グロース)
問合せ先 取締役 後藤 洋平
(TEL. 03-6268-9036)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）に対して業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、関連する議案（以下、「本議案」という。）を2026年1月29日開催予定の第7期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績連動型株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年1月30日開催の第4期定時株主総会において、年額150,000千円以内とご承認いただいております（なお、本株主総会の第3号議案が原案どおり承認可決されると、当該報酬等の額は、年額200,000千円以内となります。）。また、2024年1月30日開催の第5期定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として、支給する金銭報酬の額を年額10,000千円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年5,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、本株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本議案につき承認可決された場合は、上記譲渡制限付株式報酬制度及び当該制度に基づく報酬枠を廃止し、以後同報酬に基づく新たな株式の交付は行わないものといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会において、基準となる報酬額や株式数、業績評価期間（以下、「評価期間」という。）及び評価期間中の業績目標等を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた、業績連動型株式報酬制度です。本制度において採用する業績指標等は、株価に関する指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の取締役会において決定するものとします。なお、初回の評価期間は、2026年2月から2029年1月までとして、業績指標には、T S R（株主総利回り）を用いる予定です。また、以降毎事業年度において、当社の取締役会の決議により、

上記のパフォーマンス・シェア・ユニットを付与することができるものとします。

本制度は、評価期間中の業績目標の達成度等に応じて当社の普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式を交付するか否か、及び交付する株式数は、確定しておりません。

本制度では、各事業年度において付与されるパフォーマンス・シェア・ユニットごとに対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は45,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）、その報酬の総額は、既存の報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として100百万円以内といたします。

（1）本制度における株式の付与方法

本制度に基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式について発行若しくは処分を受け、又は、②支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行若しくは処分を受ける方法により行うものといたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

（2）株式の付与の条件

本制度において、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社の普通株式を交付いたします。

（1）当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

（2）その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に、①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める数（当該時点における業績目標の達成度等を踏まえ定める数）の株式を交付し、又は、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することができます。

また、クローバック条項を導入し、対象取締役に非違行為があった場合及び株式付与の前提とした業績に重大な誤りがあることが判明した場合等は、本制度に基づく株式の交付後一定の期間内に、取締役会の決議により、対象取締役に対し、全部又は一部の株式の返還又は当該株式に代わる金銭の支払を請求することができるものとします。

以上